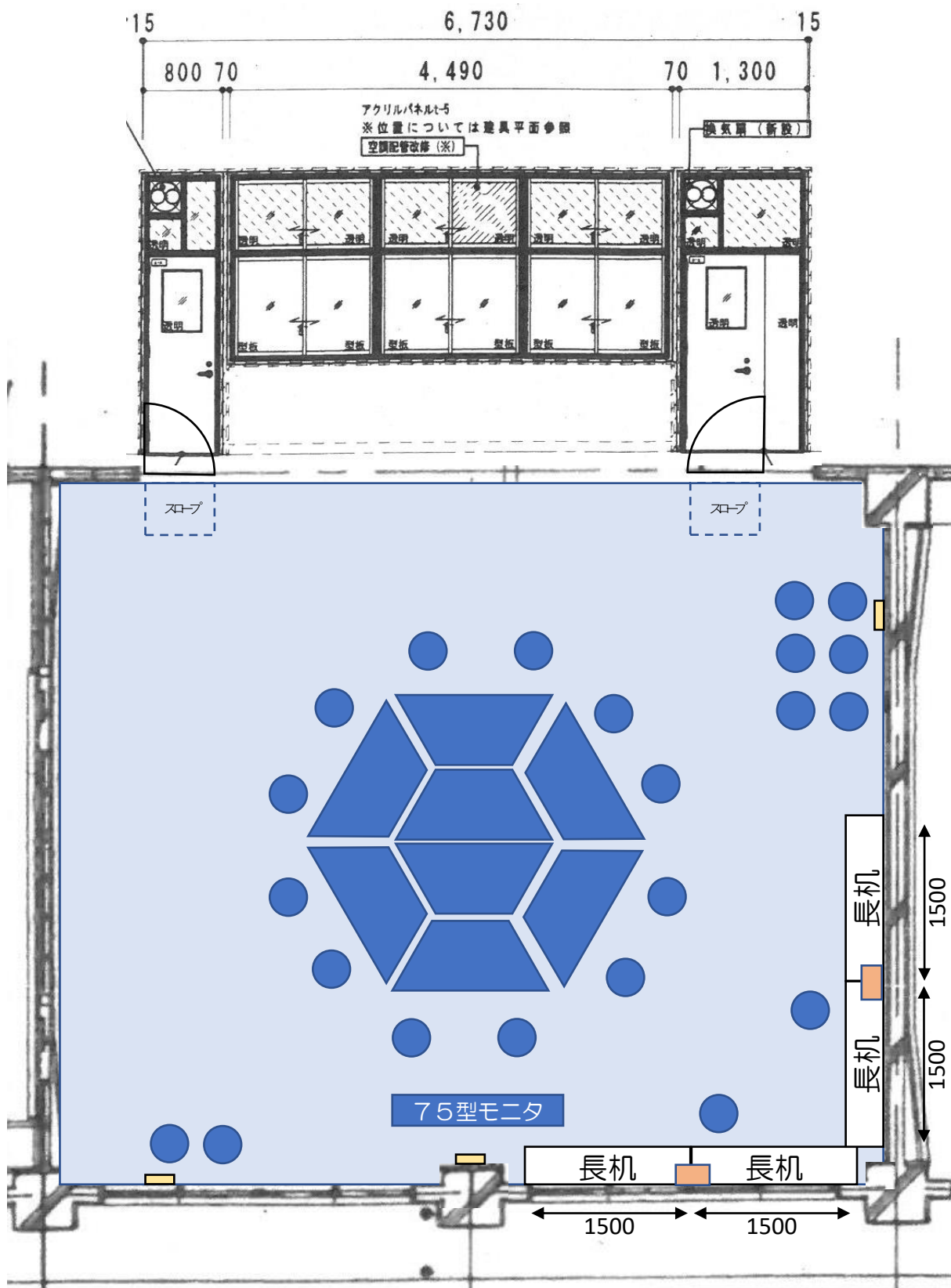
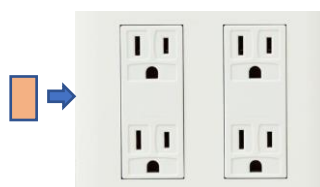
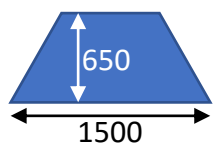


仕 様 書

業務名	普通教室内装修繕業務	履行場所	愛媛県立今治西高等学校 2 号館
標記業務の仕様は、次のとおりである。 本業務は、次の条件を満たす必要がある。 1 仕様 本業務は、高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）の一環として、2号館3階の普通教室の内装を修繕することにより、DXルームとして整備するための施設の修繕を行うものである。本業務の履行にあたり必要な条件は次のとおりである。 (1) 今後可能な限り長期に渡る使用に耐えうる建材、器具及び工法を採用するとともに、明るく快適な環境となるよう配慮すること。 (2) 当該施設の構造を十分考慮し、適切な施工を行うこと。 (3) 施工前に、修繕業務関連部分の事前調査を十分行うこと。 2 性能、機能 (1) 内装修繕 a 修繕内容は、別紙修繕内訳書を参照することとする。 b 詳細は、別途学校と協議することとする。 3 性能、機能以外の要件 (1) 全般的事項 a 施工場所は、愛媛県立今治西高等学校 2 号館 3 階とする。 b 業務期間は、契約の日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。 c 学校からの支給品はないものとし、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材及び物品等は全て調達するものとする。 d 修繕業務に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修するものとする。 e 撤去した照明器具及びその他不要物の廃棄処分を関係法令に基づき適切に処理するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを業務完了報告書に添付して提出することとする。 f 本業務の履行にあたっては、更新する設備や機器の調達、人員の確保等を適切に行い、学校と連絡を取り合い、学校活動に支障のないよう配慮して、計画的に実施するものとする。 g 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。 h 業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、速やかに無償修復を行うこととする。 i 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議の上実施することとする。 (2) その他 a 修繕業務の状況について、施工前、施工中及び施工後の写真を撮影し、業務完了報告書に添付して提出することとする。 b 本業務は修繕業務契約であるため、建設業法第 19 条の 2 に規定する現場代理人及び同法第 26 条に規定する主任技術者及び管理技術者については、設置は必要ないものとする。			



既存コンセント



新規コンセント